

岡山県小田川流域における水害予防組合の活動

誌名	水利科学
ISSN	00394858
著者名	内田,和子
発行元	水利科学研究所
巻/号	55巻3号
巻号補足	
掲載ページ	p. 40-55
発行年月	2011年8月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



岡山県小田川流域における水害予防組合の活動

内 田 和 子

目 次

- I. はじめに
- II. 研究対象地域の概要と水害
- III. 真備町における水害予防組合の概要
- IV. 真備町における水害予防組合の活動と特色
- V. おわりに

I. はじめに

筆者は日本の主として近代において、水害常習地に設立され、国や府県と密接な関係をもって治水事業を推進してきた公的組織である水害予防組合について、その歴史や活動の実態等について調査した（内田 1994）。筆者の研究成果に基づいて水害予防組合の概略を述べると、以下の通りである。水害予防組合は水害常習地の市町村が主体となり、区域内の土地や家屋等の所有者を組合員として組合費を徴収し、その財源によって水害防御の活動を行う公的組織である。組合の管理者はかつての郡長や市町村長で、組合の設立と改廃には府県知事の許可が必要である。組合費は租税に準じて徴収される。この組合は一部の組合においては灌漑・排水事業も兼営しながら、次の4つの機能を担って治水事業の進展に寄与した。4つの機能とは、府県営治水事業の費用の一部を負担する、府県営利水事業の費用の一部を負担する、水防活動を行う、治水事業の実現・充実の活動を行うである。

北海道を除いた府県における水害予防組合数は1907年には約700、1942年には463、1947年には218、1960年には106と減少した（内田 1994）。減少の原因は主として治水事業の進展によると思われる。組合が多数存在した府県は新潟

や岐阜に代表される水害常習地域である。なお、北海道においては水害予防組合が存在せず、近代においては北海道土功組合法に基づく、治水と利水を兼ねた組織である土功組合があった。

筆者は、全国でも水害常習地域として長年にわたり治水に苦慮してきた地域を中心に調査・研究を行ってきた。しかし、比較的災害が少ないと思われる県においても水害予防組合は存在し、地域の水害防御に大きな貢献をしてきた。そこで、本稿では近代の水害や治水研究において注目されることがほとんどない岡山県を例に、水害予防組合の活動について報告し、地域社会の水害への対応について分析することにする。なお、岡山県の水害予防組合については筆者が若干の発表を行っているが（内田 1995a・b, 1999）、論文や報告書としてまとめられた例はなく、市町村史においてもその存在が報告されていない。

Ⅱ. 研究対象地域の概要と水害

1. 研究対象地域の概要

岡山県における水害予防組合数は1912年においては4、1942年においては7の数字が記録されているにすぎない（農林省農政局 1943, 内田 1994）。図1は1942年の岡山県において水害予防組合が存在した地域を示している。これによれば、5つの組合が高梁川支川の小田川流域に集中し、他の2つは今立川と足守川流域にある。小田川は後述するように、しばしば水害を生じてきた河川であり、他の2川も天井川として知られていて、特に近代においては水害の多い河川であった。

小田川は幹川流路延長72.9km、流域面積492.6km²の一級河川で、水源は広島県神石高原町（旧神石郡三和町）の吉備高原である。岡山県井原市から平野部に出て、小田郡矢掛町、倉敷市真備町（旧吉備郡真備町、以下、真備町と記す）を流下して高梁川に合流する。井原市から高梁川合流点までは、東西に走る断層谷に沿って流れており、勾配が緩慢である。特に国直轄管理区間である真備町分7.9kmの区間は、河床勾配が0.66/1,000ときわめて緩い。この緩慢な小田川の勾配について、かつて福山方面に流れていた小田川を近世に福山藩主が現在の方に付け替えたためではないかという伝承がある。しかし、それを証明する文書はなく、真偽は不明である（小野 1996）。さらに小田川下流域

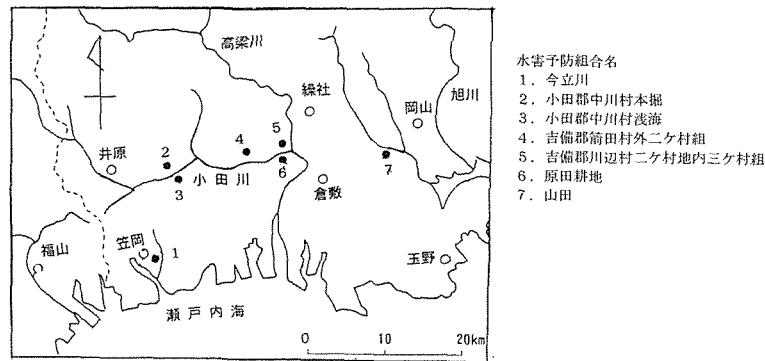


図1 1942年時の岡山県における水害予防組合の分布
(農林省農政局(1943)より作成)

では、天井川である小田川の各支川が低地を分断して排水を妨げている。その上、増水時には高梁川本川堤が決壊して高梁川からの水が流入することがある。高梁川が決壊しなくても、合流点から本川の水が小田川に逆流して小田川が破堤や越水する。このような様々な自然条件が重なり、小田川流域の低地部は水害常習地であった。これを裏付けるものとして、小田川下流域の低地部にはかつては多くの堀上田が存在し、本川の高梁川付近の低地部には堤防が決壊時に形成された押堀や砂入りも見られた。

2. 小田川下流域の水害

図2は小田川下流域の代表的な大洪水である1893年10月の洪水状況を示している。この洪水では高梁川本川が決壊して小田川下流域低地に氾濫水が流入した他、小田川も何カ所かで破堤し、その上、内水氾濫も生じている。真備町においては、かつて神楽土手と呼ばれる、集落を取り巻いて防御する囲繞堤があった(図3)。囲繞堤は岐阜県南部における輪中の堤防に代表されるような、水害常習地における治水策の1つである。神楽土手については、近世にこの地を領有した伊東氏(石高1万343石)が岐阜県の輪中地帯にも約2千石の飛び地を有し、この地での治水工事と小田川の治水工事に同じ人物が携わっていることから、岐阜県の輪中との関連性も推測できるが、それを裏付ける資料はない(吉沢 1984, 内田 1999)。なお、伊東氏の陣屋が置かれた岡田の集落も北部を丘陵につなげた形式の囲繞堤で防御されている。

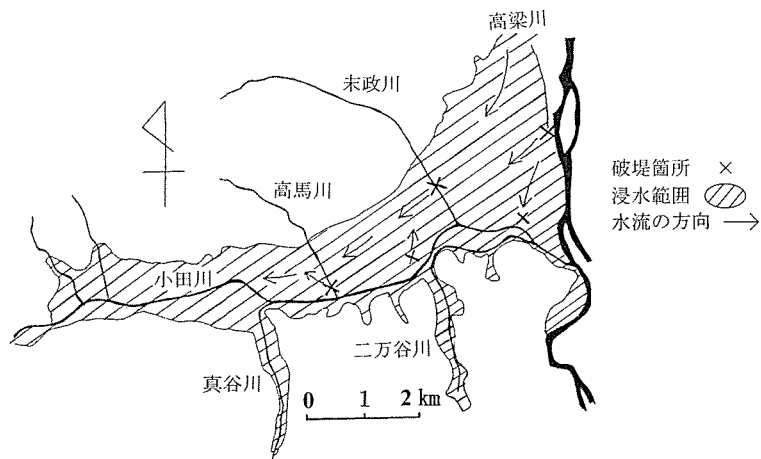


図2 真備町における1893年の洪水状況
水系は1990年当時

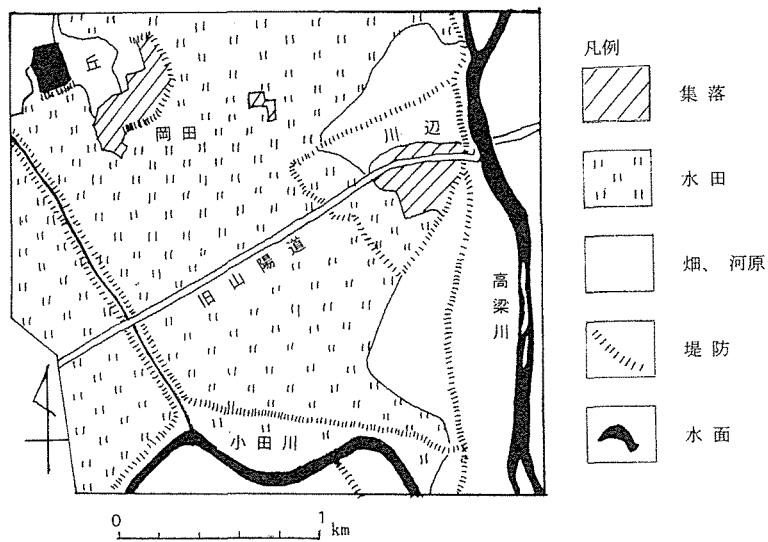


図3 真備町における1897年当時の神楽土手
(1897年測図2万分の1地形図と現地調査、『真備町史』等により作成)

表 1 真備町における1893年洪水の被害

旧村名	流失戸数	全壊戸数	半壊戸数	浸水戸数	溺死者	一時炊出給与者数
岡田	12	52	95	210	5	1,074
川辺	182	21	37	21	54	1,219
二万	5	13	52	80		356
呉妹	4	7	19	85		312
箭田	6	34	75	103	4	873
藺	4	10	3	134	2	668
(穂井田)	3	52	6	143	3	444
計	213	137	281	633	65	4,502
計(含穂井田)	216	189	287	776	68	4,946

穂井田村のうち、大字服部が真備町に合併した

「明治廿六年十月十四日岡山懸下道郡水災概況開申書」(永山 1971)より作成

次に、1893年洪水の様子を旧川辺村(現、倉敷市真備町川辺、以下、川辺集落と称す)を例にして記述する。旧山陽道の宿場である川辺集落は中心部が自然堤防上にあり、さらに神楽土手によって周囲を囲まれている。そのため、中小規模の洪水では浸水を免れるが、高梁川の決壊による大洪水では防御しきれない。1893年の洪水では、川辺集落に接近した位置で高梁川の右岸が120間(約218m)にわたって決壊した。その他、小田川も何カ所かで決壊している。高梁川の決壊地点にはほぼ隣接した川辺集落では182戸の家屋が流失し、その一部は高梁川河口から瀬戸内海に出て、遠く塩飽諸島や丸亀にも達した。この時の被害の詳細は、1893年11月1日に当時の下道郡長が記した水災の概要から真備町分を抜き出して示すと表1の通りである。当時の川辺集落の戸数は不明ながら、1868年時の戸数は285戸、うち宿場地区が211戸とあり(粕谷 1988)、『真備町史』では川辺の世帯数が384で19棟を残して流失とある(真備町史編纂委員会 1979)。したがって、旧山陽道の川辺の宿では211戸の家屋のうち182戸が流失し、19戸が残ったという凄惨な被害を受けたことになる(表1)。

その後、後述のように高梁川本川の河川改修が進展し、高梁川本川の破堤は見られなくなった。しかしながら、小田川下流域の地形的な条件は変化しないため、第二次大戦後になっても小田川下流低地の洪水は続いた。1972年7月には梅雨前線の豪雨により、小田川の破堤と内水氾濫が生じた(図4)。この洪水による被害は真備町では床上浸水31戸、床下浸水369戸、浸水面積3.85km²であった。1893年の洪水時に比べれば、高梁川の決壊がないため、浸水面積は

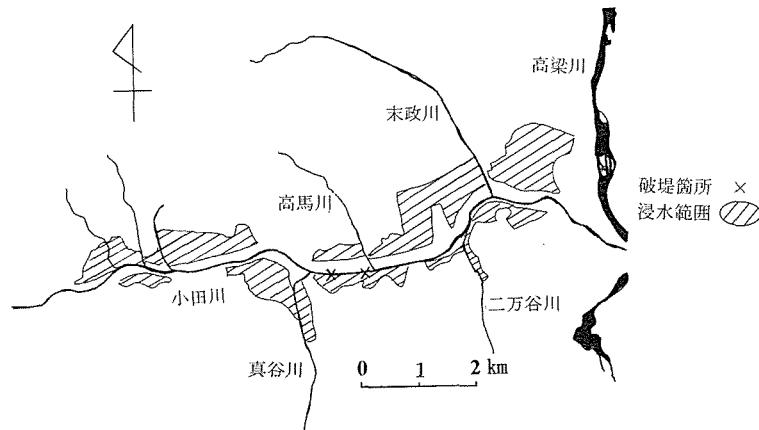


図4 真備町における1972年の洪水状況
水系は1990年当時
(建設省中国地方建設局(1972)と現地調査により作成)

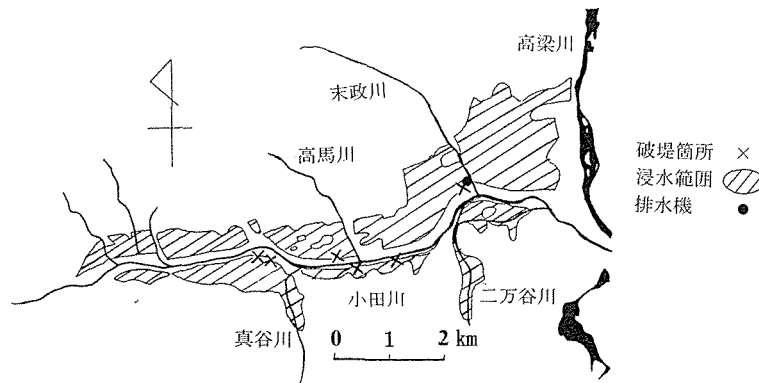


図5 真備町における1976年の洪水状況
水系は1990年当時
(岡山県吉備郡真備町(1977)と現地調査により作成)

小さいが、それでも小田川の低地の多くが浸水している。1976年9月にも台風17号の降雨によって小田川下流部の破堤や内水氾濫が生じ、真備町では建物半壊4戸、床上浸水79戸、床下浸水375戸、水田流失・埋没2ha、水田冠水656haの被害を受けた。この洪水により、後述の東組合区域では10日以上湛水して、水稻が全滅した。図5はその際の真備町における浸水状況を示してい

る。浸水面積は1972年の洪水時より拡大し、いまだに低地の浸水が解消されない状況を示している。

Ⅲ. 真備町における水害予防組合の概要

1. 水害予防組合の設立

小田川下流域の真備町の地域には、1897年に水利組合条例に基づいて、岡山県吉備郡川辺村外二ヶ村地内四ヶ村水害予防組合（1945年に吉備郡川辺村外二ヶ村地内三ヶ村水害予防組合と改称、1951年に吉備郡大備村外一ヶ村水害予防組合に改称、さらに1952年には真備町東水害予防組合と改称、以下、東組合と略記する）と、吉備郡箭田村外二ヶ村地内三ヶ村水利組合（1952年の町村合併により真備町西水害予防組合と改称、これ以前に年代は不明ながら吉備郡箭田村外二ヶ村地内三ヶ村水害予防組合と名称変更、以下、西組合と略記する）が設立された。その直後に（正確な年度は不明）吉備郡原田耕地水害予防組合が設立された（1952年に真備町原田耕地水害予防組合と改称、以下、原田耕地組合と略記する）。1908年の水害予防組合法の施行により、改めてこれらの組合は正式に水害予防組合として認知された。1942年の各組合の組合区域面積と組合員数は、東組合が244町、546人、西組合が136.37町、75人、原田耕地組合が28.60町、48人である。さらに、1956年にも真備町西南水害予防組合が設立されている（図6）。なお、組合の名称変更の理由は町村合併である。

これらの組合の管理者は前3組合の場合は、当初は吉備郡長であったが、1926年の県訓によりそれぞれ川辺村長、箭田村長、菌村長になり、町村合併による真備町成立後は真備町長となった。西南組合は当初より真備町長であった。

これらの組合の目的は小田川と小田川支川による水害の防御および悪水樋管の保護・修繕であるのに対して、原田耕地組合は灌漑・排水の利水事業も兼営であった。これらの組合の設立は1893年の大洪水を契機としているものの、その後の国や岡山県による高梁川本川と小田川の河川改修事業との関連も深い。すなわち、1893年洪水後の1907年から開始されて1925年に終了した高梁川の内務省直轄工事は、当時の小田川合流点付近から東高梁川と西高梁川の2川に分流して瀬戸内海に注いでいた高梁川を、倉敷市酒津より下流の東高梁川を廃川

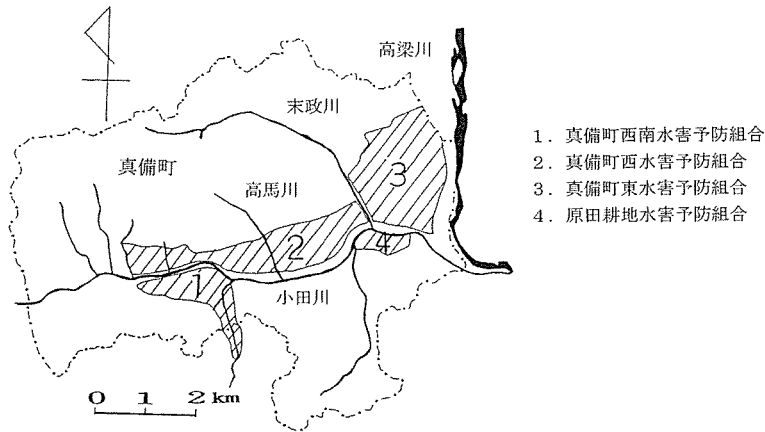


図6 真備町における水害予防組合の分布
名称と組合区域は解散直前のものを示す
(各水害予防組合資料より作成)

にして、酒津から東高梁川を水江にて西高梁川の流路に導く現在の流路に変更した。合わせて河道幅を拡大して、堤内から10mも高い堤防の整備を行った。高梁川の河川改修事業に続いて、高梁川と直結し、本川の背水の影響を大きく受ける小田川についても、岡山県によって1919年から1952年までの間に、合流点から井原市の日芳橋までの改修が実施された。しかし、上述のように、小田川のもつ地形的条件や高梁川との合流等の条件があいまって、洪水に対する安全性が飛躍的に向上する段階には至らなかった。そのため、小田川下流域の住民は水害予防組合を通じて、県による治水事業の充実を求めつつ、自衛手段としての水防活動を継続していく必要があった。また、当時は、県によって建造された堤防等の河川構造物であっても、維持・管理は地元に残されていた事情もある。なお、岡山県はこれ以降の1976年からも、直轄区間より井原市までの26.3km分の改修を順次、実施している。

2. 水害予防組合の概要

次に、真備町における水害予防組合の概要を述べるが、西組合については次章にて詳述し、原田耕地組合についても西組合との関連で次章にて記す。したがって、本節では東組合と西南組合についてそれぞれの概要を記すことにす

る。

東組合は真備町東北部の小田川左岸沿いで支川の末政川より東部の地区を組合区域としている。1972年度の組合資料によれば、組合の目的は末政川東堤防の保護・修繕、悪水樋管の保護・修繕、悪水溝の浚渫・改良・修繕となっている。解散間近の資料しか残存していないため、設立時の目的については定かではないが、次章で述べるように、設立時には小田川堤防の水防活動の目的が入っていたと思われる。

解散間近の組合資料に組合区域面積の記載はないが、賦課対象面積は1968～73年度において239.0～264.7haである。この数字は、前記の1942年当時の組合面積とおおむね同じなので、解散間近の組合区域面積は賦課対象面積とほぼ同じと思われる。賦課対象区域は1～4の4等級に区分されて、32～195円の反別賦課が行われていた。等級区分の資料も残されていないが、組合会の議員や常設委員の記述から、第1区が岡田、第2区が辻田、第3区が川辺、第4区が有井の地区と思われる。しかしながら、4つの区ごとの賦課比率は不明である。組合員は1968年度で681人となっている。また、組合の財産として、水防活動用の水防倉庫1棟と舟1艘があった。

真備町の水害予防組合のうち、1956年に設立された西南組合はそれまでの3つの水害予防組合区域でカバーされていない、小田川右岸と支川の真谷川流域に存在した。具体的には真備町服部地区と旧倉敷市服部地区の63.9haを組合区域とし、組合員は1968年頃で148人であった。1968～73年度の賦課金は反別の均一賦課で年度ごとに150～250円であった。この組合の目的は、大字服部地内の小田川右岸堤防と支川真谷川右左岸堤防の保護、改築、修繕、大字服部地内の悪水樋門の保護・改築・修繕、排水路の浚渫に加え、地内のため池である弥高池、関屋池、八高池の堤防・用排水路等の保護・改築とある。すなわち、西南組合は治水に利水の目的を加えた水害予防組合として設立されたように思える。一方で、西南組合の存在は、大正年間から始まり1952年に終了した小田川の県営治水事業によっても、まだ小田川の水害危険度は大きく低下することなく、地域住民は自ら水防活動や内水氾濫対策によって自衛せざるを得ない状況を表しているとも言える。ちなみに、前記のように真備町の小田川流域においては、1972年や1976年にも大きな水害が発生しているし、それ以降、国や県によって湛水防除事業によって排水機も次々と設置された。

IV. 真備町における水害予防組合の活動と特色

1. 西組合の活動と賦課金

真備町における水害予防組合の資料は多くが散逸し、すべての組合について設立から解散までの過程をたどることは不可能である。この中で、1950年代を中心として比較的多くの資料が残存している西組合を例に、真備町における水害予防組合の活動を述べることにする。

西組合は1953年時の資料によれば、組合区域面積177ha、1968年度の組合員数340人である。1952年11月の組合会議決により、高馬川以西の地区が組合区域に編入されているので、それ以前の組合区域面積は約134～135ha と思われる。

1952年度の組合規約によれば、組合の目的は水害予防に関係のある土木事務を共同で処理するために、組合区域内の末政川右岸堤防・高馬川右左岸堤防・内山谷川左岸堤防の保護・改築・修繕を行う、排水樋管の保護・改造・修繕、排水溝渠の浚渫・改良・修繕、箭田地区のため池・中之池の西堤防を新設・保存し、ため池から高馬川に通じる排水路の浚渫・改良・修繕、組合区域内の高馬川の浚渫・砂止め堤防修繕を行うとある。設立当時の資料が失われているため推測の域を出ないが、まだ県営の小田川改修事業が終了していない大正期の同組合の事業には、小田川の水防事業が含まれていたと思われる。その理由は次節で述べる。

西組合の組合費は反別に賦課され、課率は毎年、組合会の議決を経て定められている。1952年度の組合費は高馬川以東の135.4ha に対して反別（10a 当たり）170円で賦課され、合計で230,180円が徴収され、この他に家屋賃貸価格別賦課として賃貸価格合計8,957円に対して1円当たり40銭の賦課がされ、この合計は3,582円であった。1953年度と54年度は組合区域を高馬川以東（D）、西箭田（C）、呉妹本郷（B）、呉妹西郷（A）の4つの地区に区分して、それぞれ前年の浸水実績に応じて比率を変えた賦課が行われていた（図7、表2）。この他、1953年度では賃貸価格合計8,800円に対して1円ごとに40銭、54年度では賃貸価格合計9,800円に対して1円ごとに40銭で家屋割の賦課がされ、それぞれ3,520円、3,920円の賦課金が徴収された。その結果、1953年度の組合費

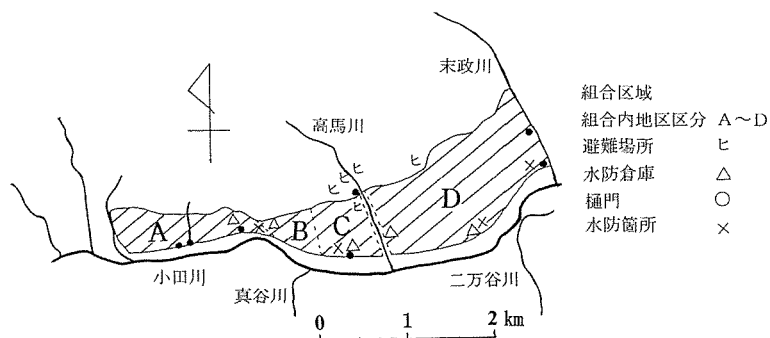


図7 真備町西組合の地区区分と水防関連施設
(真備町西水害予防組合資料より作成)

表2 真備町西組合における組合費の賦課

1953年度

地区	賦課面積	賦課金	賦課比率	家屋割
高馬川以東	130.0ha	140円/10a	1	40銭/円
西箭田	20.0	220	1.57	—
呉妹本郷	8.0	315	2.25	—
呉妹西郷	19.0	190	1.36	—

1954年度

地区	賦課面積	賦課金	賦課比率	家屋割
高馬川以東	133.9ha	137円/10a	1	40銭/円
西箭田	20.0	265	1.93	—
呉妹本郷	5.8	275	2.01	—
呉妹西郷	15.6	350	2.56	—

真備町西水害予防組合資料より作成

総額は300,820円（1985年換算価格で1,430,699円）、54年度は310,513円（同じく1,423,392円）であった。なお、家屋割の賦課は家屋数の多い高馬川以東においてのみで1965年頃まで行われていた。

組合区域の4つの地区では、水害の程度の大きい地区ほど組合費の負担割合が大きく設定されている。こうした組合費の賦課方式は水害予防組合にもっともよくみられる賦課方式といえる（内田 1994）。この賦課方式をとる水害予防

組合では、地区ごとの組合費の等級区分には組合費のもっとも低い等級を 1 とすると、次の等級はその 2 倍、さらに次の等級ではその 3 倍というように、一定比率で等級が定められ、組合費そのものも年度ごとには変動しないのが一般的である。しかし、西組合では、前年の水害の程度に基づいて毎年、地区ごとのすなわち等級ごとの賦課率を変えている。たとえば、4 つの地区の被害に大きな差がみられなかった年度では、東側から西側の地区の順で組合費の比率が 1.4 : 1 : 1.2 : 1.3 であったり、被害程度が大きく異なった年度では、同様の並び順で 4.4 : 1 : 3.6 : 4.7 となったりしている。こうして賦課された組合費の総額は年ごとに変動があるが、1985 年価格に換算すると 87 万円から 170 万円ほどで、組合員 1 人当たりの年平均額では 2,561~5,000 円、1 反当たりの年平均額では 531~907 円であった。

この組合費によって行う組合の事業のうち、堤防を防御する水防活動では長年の経験を集大成して策定されている組合の水防計画に基づき、水位の観測方法・通報の手順、増水時の出動態勢、出動場所、堤防の防御方法、住民の避難場所、避難経路、減水時の対応、水防倉庫の維持管理・使用方法等の具体的かつ詳細な取り決めがなされていた。特に、高梁川の増水により小田川が逆流し、さらに天井川である小田川の支川に水が遡るのをくい止めるために、小田川の水位をみながら支川合流部にある樋門（閘門）に板を差し込んで樋門を閉鎖し、減水時には水位の下降に合わせて開放する操作は特に難しいものであった。

定められた規約の下での水害予防組合の組織的かつ綿密な水防活動は、岐阜県の輪中ごとに組織された水害予防組合において模範的な例がみられる（内田 1994）。真備町の組合にも、岐阜県の輪中に準じた水防システムがよく発達している。岐阜県の水害予防組合の場合は河川堤防の防御に専念しているのに対して、真備町の組合の場合は、堤防の防御に加えて、支川への逆流をくい止めるために重要な樋門操作が行われることと、住民の避難関係の取り決めが定められていることに特色がみられる。なお、こうした水防活動を行うために、西組合では水防資材を備蓄する 5 棟の水防倉庫と 2 艘の舟を所有していた。

2. 水害予防組合による県営治水工事費の分担

真備町の水害予防組合では水防活動と排水路の浚渫・修理にみられる内水対策の他に、重要な事業として県営河川改修事業の事業費の一部負担が行われて

いたと思われる。小田川の河川改修事業が開始された大正年間の記録は当時、存在していた3つの水害予防組合のうち、東組合と西組合の大正年間の資料が欠落しているため断定はできないが、残存している原田耕地組合の当時の資料からはそうした活動が確認できる。

すなわち、原田耕地組合では、1921～24年度の真備町域に該当する地域での県営小田川改修事業に伴い、同組合区域内の堤防敷地を組合が買い上げて県に提供している。このため、原田耕地組合は当時の金額で32,000円（1985年換算で約3,244万円）の起債を行い、その償還期間の組合費は最高で反当たり平均17,210円/年（1985年換算値）となっている。この起債の銀行への償還は、1924年4月から15年間にわたった。22年度だけでも組合から寄付された土地は1町8反6畝3歩と記されている。24年度の決算でも通常の反別割7円70銭～8円77銭の賦課の他に、追加徴収として、19町8反6畝1歩に対して反別5円64銭の賦課がされ、26年度では反別13円70銭～16円の賦課がされている。当時の原田組合の組合区域は21年度において29町5反であり、うち22町5反に対して反別1円、7町に対して反別50銭、この他、臨時費として前者が反別75銭、後者が48銭となっている。1922～26年度の賦課区分も21年度と同様に2等級の反別賦課で、それぞれの等級の面積は21年度とほぼ同じである。ただし、原田耕地組合の場合は、高い賦課がされる22町5反は賦課の根拠が水害の程度ではなく、灌漑用水を常に小田川から引水するため、用水路の浚渫と堰堤費を要することによっている。残りの7町は干魃時に限り小田川から引水する地区である。

県営改修工事の対象となった小田川堤防は当然、東組合と西組合の区域内にもあって工事が実施されているので、おそらく東西の2組合においても工事の費用負担が同様に行われたと想像できる。近代においては、県営の河川改修事業が実施される際に、工事実施地域の水害予防組合が工事費の一部を負担することは当然のことであり、地元住民の一部費用負担によって工事が実現できた例は多い（内田 1994）。したがって、真備町における3つの水害予防組合は水防活動に加えて、治水工事費の分担も行っていたと考えられる。

3. 水害予防組合の解散

真備町の水害予防組合のうち、東、西、西南の3組合は1974年に解散し、原田耕地組合は根拠となる資料がないものの、昭和20年代後半に解散したと言わ

れている。原田耕地組合の解散は、1949年に水害予防組合法と土地改良法が制定されて治水と利水が完全に分離され、同時に組織としても治水を目的とした水害予防組合と利水を目的とした水利組合、土地改良区に分離していったことと深い関連を有すと思われる。おそらく、治水事業とともに、灌漑・排水という利水事業を兼営することが困難になり、解散したと推測される。

これに対して東、西、西南の3組合の解散理由は、県に解散を申請する資料が残っていたため、明確である。理由は大きく分けて3点ある。第1の理由は、1967年に新しい河川法が施行され、それに基づき小田川が1級河川に指定されたことにより、それまで組合の業務であった小田川の堤防や樋門の管理が国や県に移った点である。第2点は、町村合併により、3つの組合区域すべてが真備町1町域に入って、組合区域は2つ以上の市町村にまたがるという水害予防組合法の規定に合致しなくなったことである。そして、第3点は、排水路の維持管理を組合員である特定の住民の負担によらず、町の負担にすべきという意見が強くなり、その業務は町の予算により行われることになった点である。なお、西南組合の事業のうち、ため池関係の業務も真備町と服部水利組合とが行うことになったため、その点においても水害予防組合の必要性がなくなった。

V. おわりに

真備町における小田川下流域低地は、主として地形的条件からしばしば洪水を受ける水害常習地である。近代における高梁川の国直轄の改修事業により、高梁川の決壊による洪水は免れるようになったものの、増水時の高梁川からの逆流や小田川とその支川の地形的要因に起因する洪水は続いた。そこで、地域住民は小田川と支川の堤防によって区分されるブロック毎に水害予防組合を設立して、高梁川の河川改修事業に遅れて開始された小田川の県営治水事業の費用分担を行うことでその推進をはかった。しかし、県の治水事業では、堤防の築堤や一部の河道変更などが実施されたものの、小田川下流域低地の水害は続き、また近代においては堤防等の維持管理も地元地域に任されていたこともあって、引き続き水防活動を中心とした治水への取り組みを行ってきた。小田川が1967年の河川法により1級河川の指定を受け、真備町分の小田川は国の直轄管理区間となった。そのため、堤防や支川合流部の樋門（閘門）等の維持管理

は行政の役割へと移り、あわせて町村合併によって水害予防組合の区域がすべて真備町 1 町の区域になったことを主たる理由として、水害予防組合は解散した。

真備町の小田川下流域低地には、1972年の洪水を契機として内水を排除する排水機が設置され、この動きは1976年の洪水後に加速されて、7つの排水機場が設置されている。町管理の6つの排水機は旧真備町においては町の湛水防除施設管理規則と湛水防除施設運転操作規定によって運転されてきたが、小田川が大増水してきた際には排水機を停止せざるを得なくなる。真備町は倉敷市や総社市に近接し、1999年には第三セクターの井原鉄道井原線が町内を横断する形で開通したこともあってベッドタウン化している。特に、小田川低地を通る国道486号線沿いに人口や家屋数が増加している。1960年時の真備町の人口は13,414人であったが、2009年では23,285人（2005年に倉敷市に編入合併したため、倉敷市真備地区の人口）である。以上のように、人口が増加している小田川下流低地においては、浸水被害が危惧されている。

2010年に策定された国土交通省高梁川水系河川整備計画では、小田川を旧高梁川の流路であった柳井原貯水池に導いた後、現在より4.6km 下流で高梁川に合流させる計画が示されている。この計画が実行された後には小田川の洪水は緩和されるはずであるが、それまでの期間の危険性は依然として考慮されなければならない。

真備町の水害予防組合が廃止されてから、はや40年近くの年が経過した。いまだに水害の発生が心配される真備町において、かつて先人が水害予防組合の活動を通して築き上げた見事な水防の英知に学び、災害に備えてほしいものである。

【付記】

本稿の骨子は1995年日本地理学会春季学術大会で発表した。本稿での水害予防組合に関する現地調査は主に、1994年に行った。その際、当時の真備町農業水利団体協議会の武政二郎事務局長には大変お世話になった。きわめて遅まきながら、記して厚く御礼申し上げる次第である。

参考文献

内田和子（1994）：『近代日本の水害地域社会史』，古今書院，290p

- 内田和子（1995a）：「岡山県小田川流域における治水と地域社会の対応」，1995年日本地理学会春季学術大会予稿集，pp. 262-263
- 内田和子（1995b）：「水防組織」，1995年日本地理学会秋季学術大会巡検案内「平野とカルストコース」，pp. 308-309，日本地理学会
- 内田和子（1999）：「岡山の輪中と水害予防組合」，岐阜地理第43号，pp. 9-12
- 岡山県吉備郡真備町（1977）：『台風17号による水害記録誌』，岡山県吉備郡真備町，32p
- 小野弘志（1996）：「高梁川・小田川下流域の地形と治水誌」，岡山大学大学院教育学研究科修士論文
- 粕谷米夫（1988）：『苔の香—真備町外史—』，私家版，pp. 61-62
- 吉備郡菟村役場（1922～26）：原田耕地水害予防組合関係書類
- 建設省中国地方建設局（1972）：『昭和四十七年七月豪雨災害誌』，建設省中国地方建設局，pp. 188-229
- 永山卯三郎編（1971）：『吉備郡史 下巻』，pp. 4013-4014，名著出版
- 農林省農政局（1943）：『水利組合ニ関スル調査』，農林省農政局，215p
- 真備町史編纂委員会編（1979）：『真備町史』，真備町，pp. 1094-1096
- 岡山県吉備郡真備町（1974）：真備町水害予防組合廃止関係書類
- 真備町西水害予防組合（1952～59）：岡山県吉備郡真備町西水害予防組合会会議録
- 真備町西水害予防組合（1960）：組合議会議決書綴
- 吉沢利忠（1984）：『沈む島消えた町』，山陽新聞社，p. 275

（岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授）
（原稿受付2011年4月12日，原稿受理2011年4月27日）